

議会運営委員会記録

1. 期日 令和 5 年 12 月 1 日(金) 開会 9 時 00 分
閉会 9 時 17 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議題
一般質問の取り扱い等について
4. 出席者 野地委員長、大沼副委員長、小林委員、一石委員、小笠原委員、松崎委員、
古谷委員、善波議員、根岸議長
事務局 黒石事務局長、石原庶務課長
傍聴議員 5 名
一般傍聴者 0 名
5. 経過
議長あいさつ

① 一般質問の取り扱い等について

委員長 ただいまより議会運営委員会を開会する。一般質問の通告だが、お手元に配布されている通りである。確認をお願いする。10名14件の通告である。通告順に従い、質問をしていただく。すでに議事日程にあるとおり7日、8日で一般質問をしていただく。質問者の順番であるが、10名の通告なので、第1日目5名で8件、第2日目で5名6件とさせていただくがご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 ご異議なしと認める。第1日目は前田議員から大沼議員までの5名8件、第2日目は浜井議員から野地までの5名6件とさせていただくが他に何かあるか。

小笠原 議会が始まる前に皆さまにガザに関する意見書について文章の検討等を協力していただいた。皆さまにメールを送っていると思うが、最終日に本会議場で決していただければ、ありがたいと思う。

委員長 議員提出議案として本定例会に提出されるものがあるという予定である。審議については追加日程として日程に入る可能性があるのご承知おき下さい。その他はあるか。

事務局長

本日の議事日程だが、お手元に改めて本日の議事日程を配布した。それに加えてもう1枚説明用としての議事日程を配布した。罫線で日程を区分けして表示している。先ほどの議会運営委員会で協議等していない内容2件について、話をさせていただく。1件目、議会だより編集委員会で副委員長の交代があった。それについて改めて本会議で、議長より報告してもらう内容なのでご承知おき下さい。2件目は日程第6と7について、こちらは条例改正案件で即決とさせていただくものだが、この2件の案件は昨年と同様に人事院勧告に伴う内容であるために、一括議題とさせていただきたい。

委員長

本日の日程のことで局長より説明があった。第1に諸報告が追加されている。2つ目が、日程第6、7の第60号と61号を一括議題として、即決で本日の定例会において議決を採るという提案であったが、ご質問等あるか。

(「なし」との声あり)

委員長

ではそのようにさせていただくがご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

そのような日程にさせていただく。その他に何かあるか。

(「なし」との声あり)

委員長

なければ、議長より議員提出議案の扱いについてご提案、確認があるので、よろしくお願いします。

議長

ここ最近意見書の提出が続いたので、改めて共通認識を持っていたらいいと思います、お時間をいただいた。議員から議決してほしい案件がある場合、やり方が3通りある。こちらの認識が違っていたら、どなたか発言を後でいただきたい。1つ目が議会運営委員会に諮る。これが一番安定しているやり方ではないかと思う。開会前の議運に案が上がるのが最も望ましいのではないかと思っている。開会初日の議運であっても、それは構わない。議運により、日程にきちんと組み込んでいくやり方が望ましいと思っている。2番目は議長が議事日程に追加する。議長の議事整理権に基づくもので議事日程を追加して審議をしていく。これは本会議場にて議事日程として追加すると言って、諮るというやり方である。閉会直前まで議員の提案の権利はある。例えば意見書だったら賛同者を募ることに努力をしていただき、議事日程に追加するというやり方である。議運に諮

るのと議事日程を追加するやり方は、全協で事前に趣旨説明や文案の追加・修正など活動することが重要である。明文化しているものではないが、そのようにしていただきたいというふうをお願いしている中、やっつけている状況で、この活動が重要だと思っている。できるだけ多くの議員が納得の上で、賛成・反対の審議を尽くしてほしいと思っている。全会一致にも近づきたいという趣旨が込められている。3番目として動議で議題として提出するという方法である。提出者が動議を発して日程に追加して審議をする。これは当日でも、その場でもできるというやり方である。緊急に動議として要する場合とか、あるいは事前の調整がつかない、それでも提出するというような場合などが考えられる。先ほど2点と言ったが、いずれも全協を通してほしいというのが、文言には書いていないが申し合わせのようなところで、ルールになっているかと思う。基本的には提出されれば拒めるものではないということだが、お互いに理解を深めるためのやり方を、通していただきたいというふうに思っている。以上だがか。

委員長

ただいま議長のご提案、確認に対して質問や意見があればどうぞ。ご理解いただいているか。補足ということはないが、私たち議員の権利として、ご存じの通り2名以上の賛同者があれば、いつでも提出ができる。それが3つ目のことだと思う。いつでも緊急動議として発することができるし、拒むことはできない。その場で審議に入るというのが最終的に、法的に我々に与えられた権利である。しかしながら、2名で提出して、その場で否決になるのであれば、事前にいろいろ情報交換しながら、1人でも多くの賛同者を得て、二宮町議会としての意見書が出せるといいよねということで、事前に全協に諮りましょうということを慣例として続けているので、それは皆様のご協力を得ながら進めたいということだった。議長から3つのやり方をご提示していただいたが、その旨承知の上、皆様でご理解ご協力をいただきながら、議会運営をしていきたいと思っているので、よろしく申し上げます。

事務局長

先ほどの議事日程の追加で、これは協議ではないが、議事日程第5のところ、固定資産評価審査委員会委員の選任の人事案件がある。これは今まで可決という表現をしたが、この前の議運と全協でご了承いただいているところで、発言とか議決の結果内容については同意とする。「同意することに賛成の方の起立を求める。」「同意されました。」「不同意です。」という表現になると思うので、ご承知おき下さい。

委員長

暫時休憩とする。

休憩 9 : 11

再開 9 : 17

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。これをもって議会運営委員会を閉会する。

閉会 9 時 17 分